

パブリックコメントの実施結果について

「第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画（案）」に関するご意見の内容と市の考え（回答）について

○実施期間：令和5年1月30日（月）～令和5年3月1日（水）

○受付人数（ご意見の数）：7名（14件）

1. 計画へ反映させたもの

No.	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
1	P31～32 町内会及び地域組織、地区自治協議会並びに行政との連携	国が定めている「地域包括ケアシステム」政策は、日常生活圏を単位として高齢者が出来る限り最後まで地域で生活し続けられる「介護支援」「介護」「生活支援」「医療」「住まい」の各要素に着目したまちづくりを進めている。超がつく程の高齢化が進む佐世保市で基本に置くべき医療、介護に係わる組織が欠落しているのは、ぜひ見直し追加すべきだと考えます。	当該ページでは、地域における個別課題の解消に取り組む地域組織と地区自治協議会が連携していることをイメージしている図を記載しています。地域の取組みとして、高齢者ができる限り介護が必要な状態にならず、住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、介護予防の観点から活動をされている「介護予防活動団体」を追加いたします。
2	P38 地域と一緒に協働して解決したい問題	「個別避難計画」について 取組内容案に「避難行動要支援者の状況や避難所までの経路等を把握している町内会等と協力しながら「個別避難計画」の作成を推進したい。」と記載されていますが、災害時要支援者の避難経路などについて、自治会などで把握できているのはほんの一部だと思われます。 自主防災組織も町内会と同じような顔ぶれのメンバーで、実際の災害時にどれだけの人が自主防災組織として、支援できるか不透明です。 自治会が要支援者の把握や避難計画を行っていることを前提とした取	本市では、令和4年度から早岐地区、宮地区をモデル地区として個別避難計画の作成に取り組んでおります。ご指摘のとおり、本事業は様々な関係者の方のご協力が必要不可欠です。そこで、「町内会等」と記載しておりましたが、町内会に加え、「自主防災組織や民生委員、福祉専門職であるケアマネジャー、相談支援専門員、地域包括支援センター等」を追加し、修正します。 また、言うまでもなく、計画は作成して終わりではなく、状況の変化による内容の更新や訓練等を通じた検証も必要になってま

No.	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
		<p>り組み案は、理想に過ぎず、現実的ではない。</p> <p>自主防災組織の結成率だけの数字で評価をせずに、災害時に本当に起動できるメンバーの配置や避難訓練などを実施すべきではないか。</p> <p>防災減災の中でも、IT化やSNSの活用はもはや必須項目のため、自治会のIT化に織り交ぜながら地域づくりを行って欲しい。</p>	<p>います。加えて、ITの活用についても、特に情報共有という点において、重要になってくるものと認識しております。</p> <p>これらにつきましても、現在進めているモデル事業内で、対象者ご本人、ご家族、町内会をはじめとする支援関係者の方のご意見をいただきながら、そのあり方について検討を進めてまいります。</p>
3	P38 地域と一緒に協働して解決したい問題	<p>「防災」について</p> <p>母が一人暮らしで今のところ足腰に異常もなく、通常の生活には全く支障はありません。</p> <p>しかし、実家が斜面地にあるため、最近の大雨（特に線状降水帯）で土砂崩れなどがあった場合が不安です。</p> <p>そういった防災の視点で、地域のコミュニティでの取組の仕組みは大丈夫なのでしょうか。</p> <p>私が子どもの頃の親世代は活発な方が多く、子ども会では大変結束力のある地域でしたが、その世代が高齢者となってきて、防災といった取組でも地域の力が重要になってきていると思います。トルコの大地震もありましたが、世界各地で異常気象が報告されており、地域の防災体制も検討する時期だと思います。</p>	<p>現在、佐世保市では、各自治協議会を単位とした地区防災計画の作成に取り組んでいます。</p> <p>これは、地域の実情に精通した住民の皆さんによる自主的な防災計画で地域の特性に応じた計画となっています。</p> <p>また、地域の皆様が主体となり地域の特性に応じた訓練を企画・実施することを推進しています。これは、自分たちの身の回りで起こりうる災害を考え訓練を実行することで、防災意識が高まるという効果が期待できます。</p> <p>佐世保市としても、公助の支援を継続しながら、自助・共助の取組を推進してまいります。</p> <p>これらを踏まえて、地域と一緒に協働して解決したい問題「防災」に、「平時からの備えとして、地区防災計画の作成とその有効活用、そして地域における防災訓練などに対する支援を継続し、地域の防災力の向上を推進したい。」との内容を追加します。</p>
4	P61 用語解説	<p>「地域コミュニティ」の定義付けが分かり難い概念として理解できない。「町内会」の集まり程度の身近な言葉に置き換えてはと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、「町内会」を例示として加えた説明書きに修正します。</p>

2. その他ご意見

No.	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
1	全般	<p>地区自治協議会の標記で「地区」は外してもいいのではないのでしょうか。</p> <p>自治協議会を標記する際、「地区自治協議会」と「地区」を付けて標記されていますが、例えば、自治協議会が範囲とする地区で各種の団体名を標記する際は、民生児童委員協議会や福祉推進協議会、防犯協会、消防後援会、青少年健全育成会、「〇〇地区」を省略して標記しています。あえて「地区」を付けて呼称している例もありません。「地区」の文言は不要ではないかと考えます。</p>	<p>「地区自治協議会」という名称でございますが、これは、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例において定義づけをしているもので、第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画におきましても、これに基づき記載している名称になります。</p>
2	全般	<p>ボケ防止のため、頭と手を動かす、健康マージャンを是非開催（毎週サークルとして）してほしいと思います。</p> <p>毎日毎日、テレビでワイドショーばかり見ているので、最近ボケているようです。私はそう思いたくないのですが、近所の友人からよく言われます。</p> <p>マージャンはギャンブルと思われがちですが、①飲まない、②吸わない、③賭けない、この3原則を守って実行すると、友人は新しくできるし、ボケ防止及び心の健康に最高のサークルだと思うのですが。御一考を。何とかして令和5年中に実行してほしいものです。他のコミュニティセンターでは実施しているところもあります。</p>	<p>現在2カ所（吉井地区、愛宕地区）の市内コミュニティセンターにおいて、健康マージャンサークルがあり、両利用団体ともに毎週決まった曜日・時間に活動を行われており、他地区からも参加可能となっています。</p> <p>また、2地区以外のコミュニティセンターでも、同様の団体を立ち上げることは可能です。</p> <p>ご意見にあります通り、健康マージャンは『飲まない・吸わない・賭けない』を3原則とした、健全に多くの人が楽しめるゲームであり、2007年からは厚生労働省が運用に携わる『全国健康福祉祭（ねんりんピック）』の種目として採用されるなど、その需要の高さは市としても認識しているところです。</p> <p>一方で、コミュニティセンターサークル活動は、利用者の皆様が</p>

No.	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
			<p>それぞれの意思に基づいてグループを作って生涯学習活動を行うという性質のもので、市の主導によりサークルを立ち上げるなどは難しいところではありますが、ご意見にありますように、高齢者の一次予防、つながりづくりという観点からも、生涯学習の推進に資するものと考えられますので、周知啓発に意を用いてまいります。</p>
3	<p>P15 Q4: 未加入の理由は</p> <p>P30 本計画で目指す姿</p> <p>P43 （2）町内会加入促進の取組み】</p>	<p>単身赴任者や独身者の町内会加入は難しい。</p> <p>また、自治協の活動についても、文化祭、レクリエーション大会及び各種講座等の開催に対しても、参加者はほぼ決まっている。新人を集めるのは困難です。</p>	<p>町内会加入に関しましては、昨年実施しました「町内会に関するアンケート調査」において、「町内会未加入の理由は」との設問で最も多かったのが「加入するメリットが感じられない」という回答でした。</p> <p>このことは、市民の皆様には町内会の必要性や役割が十分に伝わっていなかったものと改めて認識したところです。</p> <p>今後も引き続き町内会PR動画やテレビやラジオ等のメディア等を活用して、町内会の必要性や重要性に関する広報・周知を図りたいと思います。</p> <p>また、地区自治協議会の活動に関しましては、本計画で目指す姿のひとつに、「地区自治協議会の地域づくりの広がり」と位置付けています。この目指す姿に対するご意見かと存じます。</p> <p>地区自治協議会の役割として、地域コミュニティの維持、活性化があります。イベントや行事の実施は、「地域の人材発見・人材育成」、「地域の連帯意識・成長」のために必要な取組みであり、これにより、参加される地域の皆様が、学びの喜びや交流の</p>

No.	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
			<p>楽しさを感じるものと考えております。</p> <p>各地区自治協議会では、マルシェなど若い人が中心に集まる様々なイベントに取り組まれていますので、市としても支援してまいりたいと考えております。</p>
4	P31 町内会及び地域組織、地区自治協議会並びに行政との連携	各町内会から自治協へ難題を持ち込まれても、自治協は市の各担当課へ相談するに留まると思います。そうであれば、各町内会で市へ相談してもいいのではと思う。	<p>町内会等への支援は、地区自治協議会設立の根幹になるところでございます。地区自治協議会は、地域のつながりの希薄化等により、様々な問題をかかえる町内会等を支える役割を担う必要があり、その考え方を佐世保市地域運営研究会においても、地区自治協議会の皆さまと共有したところですので、状況把握をなされるとともに、可能な範囲で解決に向けた活動を実施されるものと存じます。</p> <p>それでも解決できない問題に対して、市としても解決に向けた支援を行っていきたいと考えております。また、状況に応じて、市として、各町内会から個別に相談を受けたときにも対応してまいりたいと考えております。</p>
5	P33 町内会の役割	町の呼び方が「町内会」・「自治会」・「公民館」とあるが、市で統一できないか。以前、このことで市に問い合わせしたところ、各町で決めてくれということであった。	<p>本市においての町内会等の呼称は「町内会」・「公民館」・「自治会」・「地区」・「区」など様々あり、それらはこれまでの長い歴史によってその地域で付けられた呼び名です。</p> <p>町内会等は、「地縁による団体」であり、地方自治法においては、組織の名称は特に制限がないことから、市としてはその呼び名を尊重しているところです。</p>

No.	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
6	P35 地区自治協議会の役割	P31 で意見を述べたが、町内会のよき相談役、まちのお困りごとの調整役とあるが、無理である。 行政との対話の窓口とあるが、市政懇談会等を通じて地域課題を共有とあるので、難題が発生したら、その都度、市政懇談会を開催したらどうですか。	NO.4での回答に加えて、地区自治協議会のあるべき姿としては、単一町内会では解決できない、防災や福祉などの複雑化、多様化する様々な問題に関して、地域課題を解決する役割を持つとともに、毎年度交代する町内会代表者の方等、対応にお困りになった場合の相談役としての役割があることを、地区自治協議会の皆様と共有したところでございます。 そのようなことから、地区自治協議会の事務局は重要であることと認識しており、これまでも事務局補助の増額に努めてきたところであり、今後も引き続き事務局体制については検討を続けていくこととしております。
7	P40～44 ①町内会の活性化	町内会に入会しない市民が多くなったので、ここで、確実に入会する手段を取ることが必要と感じる。 つまり、佐世保市に住民票があり、ゴミを出しているなら、条例で、町内会に入会しなければならない、と決めるべきです。 市民の人たちが、普通に町内会に入会している人たちと入っていない市民との不合理が、生じている。 公平にみんなが、町内会に入るべき、と思う。 行政も仕事怠慢と思う。 しっかり、町内会を支える条例を作らなければなりません。 利己主義の人間が増えてきたから、是正しなければならない。	町内会の加入については、加入すべき法的義務はなく、住民個人の自由となっています。 しかし、皆様のお住まいの地域が安全・安心で住みよいまちを作っていくには町内会の果たす役割は重要です。 そこで、本市では平成30年4月に「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」を定め、市民等の役割として「町内会等に参加するものとする。」としており、市民等の主体的な加入と地域の一員であることを示しています。 この条例に基づき、今後も皆様のご理解、ご協力をお願いしていくものです。

No.	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
8	P40～44 町内会の活性化	<p>P41 に、町内会の役割として、「町内会は誰もが参加・参画しやすい環境づくりと開かれた組織を目指す」とありますが、大変重要なことと思います。ただ、市内には 600 以上の町内会があり、それぞれ運営の形はさまざまで、しかもその内情はわかりづらいものがあります。以前の仕事柄、町内会の運営にかかるさまざまな声に接する機会がありましたが、町内運営に懸念を覚えることもありました（昔の取り決めをなかなか変えようとしなない。会費が高いうえに色々な募金等の支出を求められる。地域活動のさまざまな負担を押し付けられるなど）。</p> <p>行政アンケートから聞こえてくるのは町内会代表者の声だけですが、むしろ町内会の大多数を占める一般加入者の中にも、自らの町内会に対してさまざまな不満や意見を持っている人がいると思われます。町内会の加入率が減少の一途をたどっているのも、転入者が加入しないということだけではなく、加入者が脱退しているという事例も少なくないと思います（町内会役員としてその事例に何度も接しています）。</p> <p>町内会は住民本位の団体であり、開かれた組織であることが不可欠です。そうあるためには、町内会の組織づくりが町内代表者だけの声でなく、一般の加入者の意見を柔軟に反映させながら進められるべきものであると考えます。難しい課題ではありますが、行政で“よりよい町内会づくり”に向けた取組み例や開かれた組織像を具現化され、「町内会活性化ガイドライン」中で提案・推奨していただくことを望みます。</p> <p>町内会の加入問題で、常に気をつけなければならないことは、町内会の関係者（会長や役員）と加入している人が「是」で、加入していない人を「非」と捉えてはいないかということです。</p>	<p>ご意見のとおり、町内会の組織づくりは町内代表者だけの声だけではなく、会員の皆様のご意見を反映させながら民主的に進めるべきものであると考えます。</p> <p>例えば、各町内会は、運営や活動のルールである規約を定めていますが、当初定めて以来そのまま、時代の変化にあっていないところが散見されました。</p> <p>そのため、総会等において、規約について再度会員の皆さんで確認され、町内会の現状に応じた内容に改正を導くといったことなどの事例を「町内会活性化ガイドライン」で今後も提案していきたいと思ひます。</p> <p>町内会の加入問題では、未加入者を限定してのアンケートは、手法として難しいと思われますが、未加入者のご意見を確認し、課題への対策を講じていくことは重要であると考えます。</p> <p>そのため町内会長や役員の方々が未加入者へ加入のお願いをされたときに聴取された未加入の理由等は大変参考になると考えております。</p> <p>貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p>

No.	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
		<p>行政は町内会と密接な関係にありますから、町内会長を通じて情報の提供を得たり、町内会に関するアンケート調査をお願いしている状況があります。町内会の加入問題は、町内会代表者を中心に語られており、そこには、未加入者の意見や考え、未加入の理由などが明確に反映されていないということです。</p> <p>町内会に加入していない人に対して、アンケート調査を行い、なぜ加入しないのかについて理由を聴取したり、町内会に対する意見や考えを集約し未加入者への対応策を構築していくことも大切な取組みの一つと思います。</p>	
9	P46 地区自治協議会の運営・活動の充実	<p>自治協議会の事務局長について</p> <p>自治協議会に関する資料の中に「自治協議会の意義・目的が地域住民に十分理解されていない」という文言（同様の記載がP5にあります）評価があり、そのことに関して「地域団体の役員等の人材は交替しながら任じられていくので、設立時に自治協議会設立時の目的や理念を説明したとしても人材が新陳代謝していく中で忘れ去られていく。行政側から自治協議会の目的と理念に関するコンスタントな説明・周知活動が必要である」と説明された。</p> <p>要はどうやって自治協議会設立時の目的と理念を継承していくか、どうつながりが課題ですが、行政側からのコンスタントな説明（毎年の総会時にコミュニティ事業を説明したり資料配付を行うなど）と同時に、地元自治協議会の事務局員、すなわち自治協議会の運営と活動に長期間にわたって密接に関わっていく事務局長と事務局員への研修を十分に行うことで、その事務局員に自治協議会の目的と理念の継承役の一</p>	<p>地区自治協議会の設立にあたっては、モデル地区を設置し、これを踏まえ、市内27地区の地区自治協議会が設立されました。</p> <p>佐世保市ホームページに掲載しているとおり、モデル地区設置にかかる検証報告書において、地域からのご意見として、地区自治協議会設立関係者が趣旨を十分理解しないまま設立に至ったことや、事務局業務が不明、事務局長の確保ができない等のモデル事業実施時点での問題点が指摘され、行政側から一定の説明を行っておりますものの、依然として、地区自治協議会会長から、しっかりと整理をしたいとの声も少なくありませんでした。</p> <p>そこで、令和3年度に地区自治協議会代表者や学識経験者等で構成する佐世保市地域運営研究会を設置し、会議開催においては、すべての地区自治協議会に参加を求めながら、地区自治協議会の役割や機能について、行政からの一方的な説明だけでなく、地区自治協議会、行政相互の考えを基に、意見交換を行い、ある</p>

No.	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
		<p>端を担ってもらうという方策も考えられると思慮します。</p> <p>そのような役割を担ってもらうとすれば、事務局員の人材は地域と懇意な立場にある地元の人材が望ましいと考えられるほか、行政は、その人材が十分な機能を発揮できるための環境整備（雇用と身分保障に係る補助金の支出等）に意を用いていく必要があるものと考えます。</p> <p>本文中に「地区自治協議会は地域から事務局長を選任することが基本になります。一方で、地域事情で選任できない場合は、地域からの要請に応じて行政が支援する必要があるものと考えます」と記載されています。コミュニティセンター長の事務局長兼任に含みを持たせた文言で黒島地区での対応として理解できますが、このような文言を附記すること自体、事務局長の選任に関して明確な視点・考えがないように感じます。</p>	<p>べき姿について、その考え方を共有しました。</p> <p>ご指摘のとおり、この役割等について、継続した説明が大事であり、今般、意見交換を行い、共有した考え方を基に、第3期計画や地区自治協議会の役割を説明したハンドブックを作成することとしており、これらを地区自治協議会に配布するとともに、研修会等を通じて、継続した説明を行っていきたいと考えております。</p> <p>現在、地区自治協議会に対して、活動にかかる補助と併せて、事務局人件費についても補助しております。</p> <p>人件費に関しては、業務量調査を基にした補助金としておりますが、適正な額の検討は引き続き行っていきたいと考えております。</p> <p>また、事務局長選任に関しては、地域から事務局長を選任することを基本としております。しかしながら、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例や佐世保市コミュニティセンター条例を基に、地区自治協議会のご意見を踏まえながら、地域の事情で選任できない場合は、地域からの要請に応じて支援することとしており、地区自治協議会の安定した継続性を担保するうえでも必要不可欠なことと考えております。</p>
10	資料編	<p>資料編について</p> <p>資料がコピー（白黒）であるため、円グラフの色分けとその説明がわかりにくい。</p>	<p>ご指摘のとおり分かりにくく申し訳ありません。製本時は、カラー印刷で出力します。</p>